

燃費効率向上「表彰」規定（事例）

第1条（目的）

この規定は燃費効率向上へ向けて貢献のあった社員を表彰する基準を定めたものである。

第2条（基準）

表彰基準については次の燃料効率基準値を超えたものについて表彰する。

燃費効率基準値（目標）	
2 t	6.0 km/ℓ
4 t	5.5 km/ℓ
冷凍 4 t	4.5 km/ℓ
ライトバン	10.0 km/ℓ

第3条（期間）

表彰対象期間は第1回として 年 月～ 年 月の ヶ月間とする。

第4条（周知）

燃費効率データは毎月、全社と各車両ごとに集計し、周知する。

第5条（表彰）

表彰については成績優秀者上位 5 名までとし、表彰状と金一封を授与する。

第6条（目的）

燃費削減目標は全社で 10 %ダウンとする。

第7条（職場ミーティング）

燃費効率向上運動の展開は定例の職場ミーティングテーマとする。月1回職場ミーティングは行うものとする。

付 則 燃費効率向上「表彰」規定は 年 月 日実施とする。